



2026年4月13日

新たな役割への進化が求められている独立財政機関

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 篠原令子

OECD 加盟国では 2008 年のグローバル金融危機以降、財政監視を強化するために独立財政機関（IFI：Independent fiscal institutions）の設立が急増した。現在、加盟 38 カ国中 31 カ国で IFI が設立されている（表）。

表：OECD 加盟 38 カ国の IFI 設置状況

設置国(31カ国)	設置していない国(7カ国)
豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、ドイツ、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、英国、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、韓国、リトアニア、ルクセンブルク、ラトビア、メキシコ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、米国、コロンビア、コスタリカ	スイス、イスラエル、日本、ノルウェー、ニュージーランド、ポーランド、トルコ

(注1) OECDの最新のIFIデータベースは2021年版のため、2020年加盟のコロンビアと2021年加盟のコスタリカは含まれていないが、IMFのFiscal Council Dataset (2021年版、2024年版)ではコロンビアとコスタリカはIFI設置国として分類されていることから、本稿でも設置国に分類。

(注2) 下線はIFIを2つ設置している国。

(資料) OECD、IMF資料より国際通貨研究所作成

IFI とは、OECD の定義では「行政府または立法府の法的な権限の下、公的資金により運営される独立機関であり、財政政策とその実績について超党派の立場から監督と分析、あるいは助言を行う」機関である。主な機能は、①長期的な債務持続性分析、②財政ルール遵守状況のモニタリング、③経済・財政予測の作成、④政策にかかる財政コスト試算、であり、大半の IFI は「長期の債務持続性分析の公表」と「財政ルール遵守状況の監視」を実施している¹。

¹ 詳細は、篠原令子「独立財政機関について～OECD 諸国と英国の事例～」、『国際通貨研レポート』、国際通貨研究所、2023年9月20日を参照 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2023/nl2023.30.pdf>)

IFI の機能や影響・効果等に関する研究も進展しているが、OECD の研究²によれば、グローバル金融危機後に多くの国が深刻な景気後退に陥り、財政悪化や信用力低下等に直面した中で、財政リスクをより適切に監視・伝達できる強力な独立機関が有益であるとの教訓が得られた。これまで IFI の役割は財政ルールの遵守状況の監視に重点が置かれ、最大の成果は予算の透明性向上であるとしている。

このように IFI は一定の評価と成果を得ているが、OECD は 2025 年の財政に関する報告書³ において、IFI は単なる財政の監視役から、財政の持続可能性を推進する役割（アドボケート）へと進化することが求められると主張している。具体的な内容は以下の通りである：先進国は公的債務が増大している中で、高齢化や脱炭素社会への移行といった長期的な課題を抱えているが、政府は短期的な利益（例：ポピュリスト的政策）を優先しがちである。IFI は、政府が異なる政策を選択した場合の財政的影響を提示できる。例えば、年金受給開始年齢の変更や医療費の増加について「行動した場合」と「何も行動しなかった場合」のシナリオ分析である⁵。分析した情報を効果的に伝えることによって国民が理解を深めるのに貢献でき、これにより長期的課題に取り組む政治的意志が生まれる。

IFI が財政の持続可能性を推進する役割をどの程度果たしているかを評価するために、OECD は 2024 年、新たに「財政アドボカシー指数（2024 OECD Fiscal Advocacy Index）」を作成した。指数は 4 つの要素：①独立性、②分析力、③コミュニケーション体制、④コミュニケーションの影響力で構成され、スコアが高いほど財政アドボカシー能力が高いと評価できる。

①独立性：IFI の独立性を測定した OECD の研究に基づく、②分析力：長期的な持続可能性、予測、財政リスク評価、選挙公約のコスト試算などの重要分野に分析を集中させる能力を評価。分析機能にどれだけのリソースが充てられているかも考慮、③コミュニケーション体制：分析結果の普及と促進、その影響を追跡するための体制、④コミュニケーションの影響力：メディアへの露出度や国民の関心の高さ。メディア報道のデータと Google トレンドデータを組み合わせた指標を活用して評価。

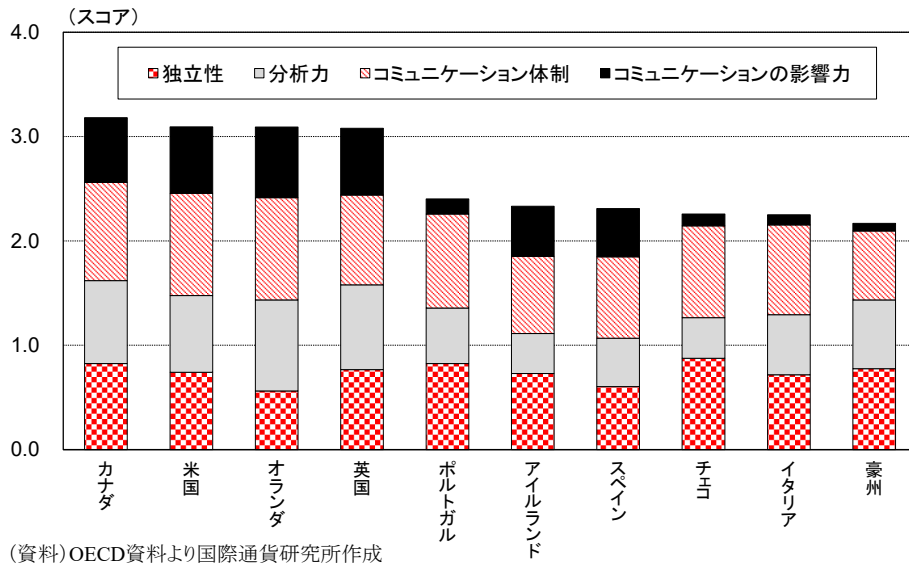
² Eddie Casey, “From fiscal watchdogs to fiscal advocates: Creating champions of fiscal sustainability, OECD, May 2024 ([https://one.oecd.org/document/GOV/SBO\(2024\)13/en/pdf](https://one.oecd.org/document/GOV/SBO(2024)13/en/pdf))

³ OECD, “Government at a Glance 2025”, OECD, June 2025 (https://www.oecd.org/en/publication/s/government-at-a-glance-2025_0efd0bcd-en.html)

⁴ OECD, “Quality Budget Institutions”, OECD, November 2025 (https://www.oecd.org/en/publications/quality-budget-institutions_8e811202-en.html)

⁵ 前掲注 2

図：IFIの財政アドボカシー指数（上位10機関）



上位はカナダ議会予算局（PBO）、米国議会予算局（CBO）、オランダ経済政策分析局（CPB）、英国予算責任局（OBR）となっており、「分析力」と「コミュニケーションの影響力」が大きい特徴がみられる（図）。本指数は、英国 OBR の外部評価レポートでも判断基準の1つとして用いられており⁶、今後も IFI の機能を図る尺度として注視されるとみられる。

OECD 加盟国の大半が導入している IFI は、長期的な課題がより重みを増す中で、監視する役割から持続可能性を推進する役割への進化を求められており、対応できる機能（長期的な債務持続性分析、経済・財政予測の作成）を既に持つ機関も多い。他方、日本は突出して高い政府債務残高と高齢化等の長期的課題を抱えているが IFI を持たない数少ない国の1つであり、日本も IFI の設立が急がれる。

以上

⁶ Office for Budget Responsibility, “External review of the Office for Budget Responsibility 2025”, February 2025 (https://obr.uk/docs/dlm_uploads/External-review-of-the-Office-for-Budget-Responsibility-2025.pdf)

⁷ Resolution Foundation, “The OBR: 15 years on, Resolution Foundation response to the Treasury Select Committee’s inquiry”, February 2026 (<https://www.resolutionfoundation.org/publications/the-obr-15-years-on/>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>